

# 津南町地域おこし協力隊員【ジオパーク専門員】募集

## 津南町の紹介

津南町は、ジオパーク活動を担当する「津南町地域おこし協力隊」を募集しています。

新潟県中魚沼郡津南町は、新潟県の南端にあつて長野県と境を接し、南西から北東に流れる信濃川とこれに合流する河川に沿つて雄大な河岸段丘が形成されています。

春から夏は涼風に恵まれ、高原性のさわやかな気候が続き、冬の期間が長く、世界有数の豪雪地帯であるため積雪が3~4mになることもあります。

しかしながら、そのような豪雪地帯だからこそ育まれてきた世界的にも特異な雪国の生活文化が現在でも残る地域でもあります。喜びや苦勞を共にした地域住民と強い絆が生まれ、人と人の繋がりや距離が強く深くなっていきます。

また、津南町は、長野県栄村とともに苗場山麓ジオパークとして活動を行っています。ジオパークは、ユネスコの正式プログラムで、ジオ、エコ、カルチャーで構成され、これらを保全、教育、持続可能な活動を行っています。

これらは、地域資源であり、未来へと残していかなければならないかけがえのないものです。

ジオパークを通して、地域研究を行い、それら成果と共に地域自然環境を、多くの人に伝えていく必要があります。そのために、ジオ、エコ、カルチャーを交えて地域の文化財等の保全と教育、地域活性化に取り組んでいただけるかたを募集しています。

## 募集人数

○苗場山麓ジオパーク専門員 1名

## 業務内容

下記業務に従事いただきます。また、津南町教育委員会ジオパーク推進室とともに活動を行います。

- (1) 苗場山麓ジオパークにおける地域資源の保全および活用
- (2) 学校教育および社会教育等への対応や、地域住民向けの普及啓発
- (3) ジオパークガイドの養成および活動支援
- (4) 日本ジオパークネットワークへの参画に関する活動
- (5) ジオパーク再認定審査に係る業務
- (6) その他苗場山麓ジオパークの地域づくりに関わること

## 募集対象

(1) 学校教育法に定める大学または大学院において地質学など地球科学を専攻して卒業もしくは修了した方（もしくは同等程度以上の専門的知識および調査能力を有すると認められる方）。

(2) 性別 問いません

(3) 三大都市圏の都市地域、又は条件不利地域を除く都市地域にお住まいで、期間中に津南町内に住民票を移動できる方

※「三大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県の区域の全部

※「条件不利地」とは、次のア～キのいずれかの対象地域・指定区域を有する市町村をいう。

ア 過疎地域自立促進措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）

イ 山村振興法

ウ 離島振興法

エ 半島振興法

オ 奄美群島振興開発特別措置法

カ 小笠原諸島振興開発特別措置法

キ 沖縄振興特別措置法

(4) 普通自動車運転免許を有する方

(5) パソコン操作（メールのやりとり、ワード・エクセル等を使用した基本的な操作を行い資料作成など）ができる方

(6) 心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方

(7) 地域住民等と協力・協同しながら意欲的に活動できる方

上記 (1) ～ (7) にかかわらず、地方公務員法第 16 条に規定する職員の欠格条項に該当す

る方は応募できません。

#### 勤務時間

1日当たり 7.5 時間勤務：午前 8 時 30 分～午後 5 時（休憩は正午～午後 1 時）

週 5 日：月曜日～金曜日 を基本とします。

※活動内容により休日や時間外勤務もあります。

#### 雇用形態・期間

津南町が会計年度任用職員として任用します。任期中は、地方公務員法の規定が適用されることとなります。服務に関する規定として、下記の規定を遵守いただきます。

- ①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条）
- ②信用失墜行為の禁止（同法第 33 条）
- ③秘密を守る義務（同法第 34 条）
- ④職務に専念する義務（同法第 35 条）
- ⑤政治的行為等の禁止（同法第 36 条）
- ⑥争議行為等の禁止（同法第 37 条）

※勤務時間に支障がない範囲で副業を可とします。

任用の開始時期は任用内定者協議のうえ決定し、任期は令和 8 年 3 月 31 日までとします。その後は町が認めた場合は、1 年単位で更新し、任用の開始時期から通算して最長 36 ヶ月を限度に再任することがあります。

#### 報酬額

月額 232,161 円

※月額報酬のほか、年 2 回（6 月・12 月）に期末手当・勤勉手当を支給します。

※給与改定等により、報酬額が変わる場合があります。

#### 待遇・福利厚生

- (1) 雇用保険、社会保険、労働者災害補償保険制度に加入（個人負担あり）
- (2) 転居にかかる費用、家賃、生活備品、光熱水費は本人負担となります。ただし、家賃について町が 1/2 以内の範囲（補助上限 30,000 円）で補助します。
- (3) 活動車両、パソコン等を貸与します。

#### 休日、休暇

土曜日・日曜日・国民の祝日及び年末年始（休日や時間外に活動した時は振替）

## 募集期間

申込受付期間 令和7年3月3日（月）～ 随時受付

※応募者があった場合等、予告なく募集を締め切ることがあります。

## 応募方法

別紙の「津南町地域おこし協力隊員応募用紙」に必要事項を記入し、履歴書（市販のもので可）を添付のうえ、下記の応募用紙郵送先に送付してください。

## 選考方法

### (1) 第1次審査

応募用紙と履歴書をもとに書類選考します。

### (2) 第2次審査

第1次審査合格者について面接審査を行います。詳細な日程は、第1次審査結果を通知する際にお知らせします。

※応募にかかる諸経費（書類申請、面接にかかる交通費等）は、応募者本人の負担となります。

※提出された書類は、理由の如何を問わず、返却しません。

## 応募用紙郵送先・募集に関するお問い合わせ先

〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地

津南町役場総務課企画財政班 保坂・樋口

Tel 025-765-3112 fax 025-765-4625

メール（総務課）somu@town.tsunan.niigata.jp

URL <http://www.town.tsunan.niigata.jp/>

## 業務内容に関するお問い合わせ先

津南町役場教育委員会文化財班 涌井・五十嵐・佐藤

Tel 025-765-5511 fax 025-765-5511

メール：bunkazai@town.tsunan.niigata.jp